

日本計算工学会 表彰委員会規程

2002年3月18日 制定
最終改定：2021年3月16日 制定

(総則)

第1条

表彰規程第15条に定める表彰委員会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条

表彰委員会は、表彰に関する方針、枠組みを理事会に提案するとともに、受賞者の選考を行い、選考結果を理事会に答申する。

(構成)

第3条

表彰委員会は、会長、副会長、総務・論文・講演会・会員担当理事および事務局長により構成され、会長が委員長を務める。

(任務の分担)

第4条

計算工学大賞、功績賞、川井メダル、庄子メダルおよび功労賞の受賞候補者の選考は、学会賞候補者選考委員会による推薦を経ずに、表彰委員会が直接行う。

第5条

論文賞、技術賞、論文奨励賞、技術奨励賞、博士論文賞の受賞候補者の選考は、表彰委員会の下に設置した学会賞候補者選考委員会の推薦を受けて行う。

(守秘義務)

第6条

表彰委員会、学会賞候補者選考委員会、および部会の構成員（評価委員を含む）は、受賞者決定後といえども、選考に関わる審議内容等を口外してはならない。

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第8条

本規程は、2002年3月18日から実施する。

(附則)

2002年3月18日 制定

2003年5月14日 改定

2007年4月1日 改定

2008年1月16日 改定
2015年7月24日 改定
2021年1月20日 改定
2021年3月16日 改定

以上